

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、焼津市南部土地区画整理組合の事業計画及び定款の変更を認可した。

令和6年7月2日

静岡県知事 鈴木康友

1 組合の名称

焼津市南部土地区画整理組合

2 事業施行期間

昭和63年2月26日（設立認可公告の日）から令和8年3月31日まで

3 施行地区に含まれる地域の名称

焼津市大字三右衛門新田字永久保の一部

焼津市大字小川字兵右エ門松原、字弥五右エ門脇、字道原道、字善兵エ田、字助三島、字六兵エ島の全部及び字長門脇、字教念寺松原、字中川原道下、字新蔵島の各一部

焼津市大字石津字ゲンバイ、字弥右エ門島、字モンドウ、字新田島、字宮ノ西、字中川原、字新地島の全部及び字本田島、字ガン橋、字北川原、字下島の各一部

焼津市石津向町、焼津市小川新町五丁目の各一部

焼津市大字与惣次字宮西、字石原、字宮下、字与八前、字広島、字小麦田、字下雨垂の全部

焼津市大字道原字寺島、字宮前、字木芝、字尻川、字半兵エ島の各一部

焼津市大字祢宜島字ドブ、字源右衛門田の全部、字立通り、字善才、字ヒザクリ、字市兵衛田の各一部

焼津市大字下小田字普賢西、字栄田、字本郷、字寺島、字中田、字本田の各一部

4 事務所の所在地

焼津市本町二丁目16番32号焼津市役所内

5 設立認可の年月日

昭和63年2月26日

6 変更認可の年月日

令和6年7月2日

7 公告の方法

組合の事務所に2週間掲示して行う。